様式第4号(第4条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| (表) | (裏)注意　　1　この証は、固定資産の評価に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。　　2　この証は、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。　　3　この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。　　4　この証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに届け出て、再交付を受けなければならない。　　5　この証は、固定資産評価補助員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。 |
| 　　第　　号固定資産評価補助員証写真所　　属　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　 |
| 生年月日 | 年　　月　　日　　 |
| 　　　　　　年　　月　　日身延町長　　　　　　　　　　 |